

第7章 景観形成重点地区における景観計画

1. 景観形成重点地区の位置づけ

本市は広い市域を有しており、城下町らしい軒の低い町並みが保存され、伝統的な町並みが良好に保たれている八幡地区や、高原地ならではの伸びやかな景観を有するひるがの地区、白山信仰の影響を色濃く残す石徹白集落など、それぞれの地域で景観的特徴は大きく異なります。また、景観まちづくりに対する市民意識の熟度も地域によって様々です。

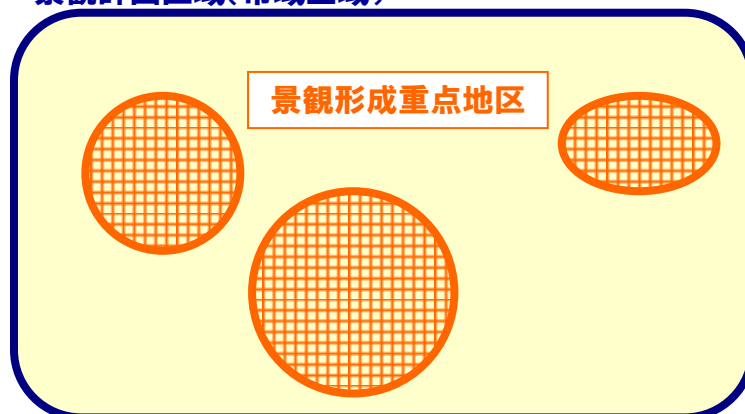
そこで、本市を代表するような特徴的な景観を有している地区や、住民自らが積極的に景観形成に取り組もうとしている地区を対象に、住民等の合意形成に基づき、より重点的に景観形成に取り組む『景観形成重点地区』として位置づけます。この景観形成重点地区では、郡上市景観計画との整合性を図りながら地区独自の景観計画を策定し、地区の特性に応じた景観形成に取り組むこととします。

なお、景観形成重点地区は、市域全域および景観体験軸沿いよりも重点的に景観形成に取り組むエリアとすることから、行為の制限に関する事項についても、より厳しい基準を設定することを前提とします。また、景観形成重点地区については、都市計画の手法を活用し、より厳しい行為の制限をかけることのできる景観地区、準景観地区に指定することも考えられます。

○景観計画区域 = 市域全域

○景観形成重点地区 = 特徴的な景観を有している地区
住民自らが積極的に景観形成に取り組む地区を指定

景観計画区域(市域全域)



- ・市域全体を景観計画区域として設定し、必要最低限の行為の制限に関する基準を設定。
- ・さらに特徴的な景観を有している地区、住民自らが積極的に景観形成に取り組む地区を景観形成重点地区として設定し、よりきめの細かい基準を設定。
- ・実際の行為の届出に対する処理の現実性を考慮しつつ、地域の実情に応じたメリハリのある景観形成を実現。

2. 景観形成重点地区の景観計画で定める内容と指定の手順

(1) 景観形成重点地区の景観計画で定める内容

景観形成重点地区における景観計画は、次に掲げる内容を定めるものとします。この内、①～④は全ての地区で定める事項（必須事項）、⑤～⑧は地区の特性に応じて定める事項（選択事項）とします。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①景観形成重点地区の名称②景観計画の区域③良好な景観の形成に関する方針④建築・開発行為等の制限に関する事項（景観形成基準）⑤屋外広告物に関する行為の制限に関する事項⑥景観重要建造物・樹木の指定に関する方針⑦景観重要公共施設に関する方針⑧その他、必要な方針 |
|--|

(2) 景観形成重点地区の指定の手順

景観形成重点地区の指定については、以下に示す内容を基本的な手順とします。また、行政は地区指定に必要な情報の提供や専門家の派遣等の支援を行います。

①準備段階

- ・景観形成重点地区の指定は、住民、市双方の発意が想定されますが、いずれの場合も住民と行政との協議の場を設け、対象地区を定めます。

②計画策定段階

- ・地区住民を対象としたワークショップの開催やまち歩き、学習会等の活動を行いながら、景観形成の問題点や課題を整理します。
- ・問題点や課題を踏まえて、景観形成の目標や方針・基準等を検討し、地域住民等の合意形成を図ります。

③手続き段階

- ・景観計画への位置づけに際しては、対象地区内の住民等を対象とした説明会等を開催します。
- ・併せて、都市計画審議会、景観審議会への意見聴取を行います。

■ 景観形成重点地区の指定の手順

